

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民等からの申告情報及び企業等からの支払報告書により住民税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、課税証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税証明書等の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④過誤納の還付等 ⑤地方税法に基づく調査 ⑥寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信
③システムの名称	地方税システム、宛名・納付システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー、eLTAX(審査システム)、国税連携システム、申告支援システム、地方税ポータルシステム

2. 特定個人情報ファイル名

宛名テーブル、個人住民税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会の根拠】 48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所: 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部税務課 住所: 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1026
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

〔 〕 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に準じ、次の留意事項を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、本人等からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・本人等からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力について、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の廃棄について、複数人で確認を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	「 <u>十分に行っている</u> 」	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている
--------------	---------------------	--------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
-------------------------	---	--

判断の根拠	システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、31、37、42、54、57、63、64、65、66、67、74、80、87、94、97、102、103、107、108、113、114の項 ※主務省令未制定 ⇒9、23、29、34、35、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、91、92、101、106、115、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、31、37、42、54、57、63、64、65、66、67、74、80、87、94、97、102、103、107、108、113、114の項 ※主務省令未制定…9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、101、106、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、住基・税系宛名システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバー	個人住民税システム、住基・税系宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー、eLTAX(審査システム)、国税連携システム、申告支援システム、地方税ポータルシステム	事後	
平成29年11月24日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名テーブル	宛名テーブル、個人住民税賦課情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「地方税関係情報」） 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、31、37、42、54、57、63、64、65、66、67、74、80、87、94、97、102、103、107、108、113、114の項 ※主務省令未制定…9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、101、106、115、116、117、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「市町村民税に関する情報」等） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「地方税関係情報」） 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、120の項 ※主務省令未制定…23、29、61、62、71、115、117の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「市町村民税に関する情報」等） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法に基づき、住民等からの申告情報及び企業等からの支払報告書により住民税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、課税証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税証明書等の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④過誤納の還付等 ⑤地方税法に基づく調査	地方税法に基づき、住民等からの申告情報及び企業等からの支払報告書により住民税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、課税証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税証明書等の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④過誤納の還付等 ⑤地方税法に基づく調査 ⑥寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 野口 和英	税務課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	－	(項目を追加)	事後	
令和1年11月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、120の項 ※主務省令未制定…23、29、61、62、71、115、117の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項 ※主務省令未制定…29、71の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項 ※主務省令未制定…23、29、61、62、71、117の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ※主務省令未制定…29、30、71の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
令和4年1月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ※主務省令未制定…29、30、71の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「地方税関係情報」) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ※主務省令未制定…29、30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「市町村民税に関する情報」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和7年03月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、住基・税系宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー、eLTAX(審査システム)、国税連携システム、申告支援システム、地方税ポータルシステム	地方税システム、宛名・納付システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー、eLTAX(審査システム)、国税連携システム、申告支援システム、地方税ポータルシステム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	事後	
令和7年03月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「地方税関係情報」） 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ※主務省令未制定...29、30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「市町村民税に関する情報」等） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 第20条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表 【情報提供の根拠】（「地方税関係情報」） 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会の根拠】 48の項	事後	
令和7年03月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部税務課	財務部税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	総務部税務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1026	財務部税務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1026	事後	
令和7年03月14日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	-	(項目を追加)	事前	
令和7年03月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2023年11月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2023年11月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に準じ、次の留意事項を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、本人等からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・本人等からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4 情報又は住所を含む 3 情報による照会を原則とする。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力について、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の廃棄について、複数人で確認を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年03月14日	IV リスク対策 9. 監査		(項目番号項ずれ) 自己点検	事後	
令和7年03月14日	IV リスク対策 10. 従業員に対する教育・啓発		(項目番号項ずれ) 十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	IVリスク対策 1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	(項目を追加) 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年03月14日	IVリスク対策 1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	(項目を追加) 十分である	事後	
令和7年03月14日	IVリスク対策 1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	(項目を追加) システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	